行として当該事業年度に支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。	該事業年度に支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における運用収入の金額の全部又は一部を加えることにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は減少するものとする。

○経済産業省令第六十号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）の施行に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月一日　　経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条の二　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	第一条の二　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～十四　［略］	一～十四　［略］
十五　機構法第十五条第一項第十七号に規定する小規模企業共済事業に関する事項	十五　機構法第十五条第一項第十六号に規定する小規模企業共済事業に関する事項
十六　機構法第十五条第一項第十八号に規定する中小企業倒産防止共済事業に関する事項	十六　機構法第十五条第一項第十七号に規定する中小企業倒産防止共済事業に関する事項
十七　機構法第十五条第一項第十九号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十八条に規定する業務に関する事項	十七　機構法第十五条第一項第十八号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十八条に規定する業務に関する事項
十八　機構法第十五条第一項第二十号に規定する官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条に規定する業務に関する事項	十八　機構法第十五条第一項第十九号に規定する官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）第九条に規定する業務に関する事項
十九　機構法第十五条第一項第二十一号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第二十一条に規定する業務に関する事項	十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「小規模事業者支援促進法」という。）第二十一条に規定する業務に関する事項
二十　機構法第十五条第一項第二十二号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項に規定する業務に関する事項	二十　機構法第十五条第一項第二十一号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項に規定する業務に関する事項
二十一　機構法第十五条第一項第二十三号に規定する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の普及に関する事項	二十一　機構法第十五条第一項第二十二号に規定する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の普及に関する事項
二十二～二十五　［略］	二十二～二十五　［略］
（区分経理の方法）	（区分経理の方法）
第十七条　機構は、機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定として一般勘定を、同項第三号の業務に係る勘定については施設整備等勘定を、同項第四号に係る業務については小規模企業共済勘定を、同項第五号に係る業務については中小企業倒産防止共済勘定を設けて整理しなければならない。	第十七条　機構は、機構法第十八条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定として一般勘定を、同項第三号の業務に係る勘定については施設整備等勘定を、同項第四号に係る業務については小規模企業共済勘定を、同項第五号に係る業務については中小企業倒産防止共済勘定を設けて整理しなければならない。
2　［略］	2　［略］
3　小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十七号に掲げる業務に関する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第八号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する小規模共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。	3　小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十六号に掲げる業務に関する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第八号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する小規模共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。